

議会運営委員会の閉会中の継続審査事件について

1 調査事件

- (1) 議会の運営について
- (2) 議長の諮問について
- (3) 議会の会議規則、委員会に関する条例等について

2 調査期間 議員の任期満了まで

※参考

○「議会の運営について」

議事運営を円滑に行うため、事前に協議し、合意を形成することが適当な事項を審査の対象となる。

具体的には、議席に関する件、正副議長などの選挙に関する件、委員会の構成に関する件、特別委員会の設置に関する件、議事の順序に関する件などを審査の対象とする。

○「議長の諮問について」

議長の権限に属する事項で、議長限りで処理してもよいが、議会運営等を円滑に行うため、議会運営委員会に意見を求めるものが審査の対象となる。

具体的には、会期及び会期延長の件、休会の件、議案・請願・陳情・動議等の取り扱いに関する件、案件の付託委員会の件などがある。

○「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」

議会運営に関係する条例、規則、規程の改正を審査の対象とし、議会運営委員会委員が提出者となり、議員提出議案として取り扱っているのが例である。

具体的には、飯塚市議会の議員の定数を定める条例、飯塚市議会定例会条例、飯塚市議会委員会条例、飯塚市議会会議規則、飯塚市議会傍聴規則、飯塚市議会事務局設置条例、その他付随する施行規則、規程等を審査の対象とする。